

# 平成 23 年度 大磯町任期付短時間勤務職員

## (事務職【レセプト点検業務】)

### 募 集 要 項

この試験で募集する「任期付短時間勤務職員」とは、大磯町一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 4 条の規定により採用される任用期間に定めのある職員のことです。

「任期付短時間勤務職員」については、大磯町の公務の能率的運営を確保するため、任期を限って一般職の短時間勤務職員として採用するものです。

#### 1 募集内容

##### (1) 試験区分、採用予定人数、主な業務内容等

試験区分	事務職（任期付短時間勤務職員）
採用予定人数	若干名
主な業務内容	レセプト点検業務及び一般行政事務 ・医療機関から町に請求されたレセプトのチェック ・その他、一般行政事務
勤務形態	週 31 時間勤務 (土、日、祝日を含めた変則勤務や時間外勤務等もあり)

※ 勤務形態は、採用されるまでに条例等の改正が行われた場合は、変更する場合があります。

※ 勤務先は、町役場本庁舎・支所のほか、町が所有・管理する各施設を予定しています。

##### (2) 任用期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで

ただし、任用期間満了の翌日から、最長で 2 年間延長となる場合もあります。

##### (3) 受験資格

次の①から③のすべての要件を満たす人

- ① レセプト点検業務の経験がある人
- ② 平成 5 年 4 月 1 日以前に出生した人で、パソコンの基本操作（文書作成や表計算処理など）ができる人
- ③ 勤務先の施設の開館日に合わせた勤務、変則勤務（早朝、夜間、土・日・祝日に勤務時間を割り振られた勤務）が可能な人
- ④ 職務遂行が可能な人

※ただし、次のア～エのいずれか（地方公務員法第16条（欠格条項）に定める項目）及びオに該当する人は受験できません。

- ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）
- イ 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ウ 大磯町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- オ 日本国籍を有しない人のうち、就職が制限される在留資格の人

## 2 試験方法等

### (1) 一次選考試験

- ① 試験方法 : 書類審査
- ② 内容 : 応募時に提出された採用試験申込書及び小論文（以下のテーマについて、別紙「小論文課題原稿用紙」を使用して、1,200字以内で論述してください。）等の内容に基づき、職務遂行能力、適性、意欲・姿勢等について審査します。

#### 小論文テーマ

「保険者としてのレセプト点検業務について」

- ③ 結果発表 : 平成23年3月初旬（予定）  
合否については、応募者全員に文書で通知します。

### (2) 最終選考試験（一次選考試験合格者に対して実施します。）

- ① 試験方法 : 個人面接
- ② 内容 : 職務遂行能力、適性、意欲・姿勢、公務員としての素養等について面接により審査します。

試験実施日時	平成23年3月初・中旬に実施予定 (集合日時は、一次選考試験合格者に通知します。)
試験会場	大磯町役場本庁舎（予定）

※ 試験会場は、受験者数などにより変更する場合があります。

(その場合は試験実施日までに受験者本人に連絡します。)

- ③ 結果発表 : 平成23年3月下旬（予定）  
合否については、最終選考試験受験者全員に文書で通知します。

※ 電話による合否の問い合わせは、お断りします。

- ※ 受験者数が採用予定人数以下であっても、試験の成績によっては合格としないことがあります。
- ※ 受験資格がないこと、また、申込書類の記載事項に虚偽があることが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。

### 3 申込手続き受付日時及び申込方法

提出書類	<p>① 採用試験申込書（自己推薦書（自己PR）含む） 1通          申込前6ヶ月以内に撮影した写真（上半身、脱帽、正面向きのもの・タテ3.5cm×ヨコ3.0cm）を貼付          ※裏面に氏名を記入すること</p> <p>② 最終学校卒業（見込み）証明書 1通</p> <p>③ 成績証明書 1通</p> <p>④ 小論文（一次選考試験として、テーマ「保険者としてのレセプト点検業務について」について、別紙「小論文課題原稿用紙」を使用して、1,200字以内で論述すること）</p>
申込方法	<p>「採用試験申込書」「自己推薦書（自己PR）」に必要事項を記入し、他の必要書類とともに、<b>必ず本人が受付場所に持参してください。郵送又は代理による受験申込は受付しません。</b></p> <p>提出書類に不備がある場合には返送することがありますが、このために生じた申込みの遅延については一切責任を負いませんのでご注意ください。</p>
受付期間	平成23年2月17日（木）～平成23年2月22日（火） （土・日・祝日を除く）
受付時間	午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分
受付場所	大磯町役場（大磯町東小磯183）本庁舎3階 総務課窓口

### 4 採用

- (1) 最終合格者は、職員採用候補者名簿に登載され、欠員状況等により順次採用されます。名簿の有効期間は、最終合格決定の日から1年間とします。
- (2) 最終合格者は、原則として平成23年4月1日以降に採用します。
- (3) 採用後半年間は、すべて条件附採用となります。その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になります。

5 勤務条件等（関係条例等の改正が行われた場合は、変更する場合があります。）

(1) 初任給（平成 23 年 2 月 1 日現在）

試験区分	給料月額（基本給）
事務職 （任期付短時間勤務職員）	大学卒 140,480 円
	短大卒 126,960 円
	高校卒 117,760 円

※ このほかに、地域手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当等がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。

(2) その他：大磯町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び規則によります。

- ① 勤務時間：週 31 時間勤務となるように配属先により決定
- ② 出勤日：原則として月曜日から金曜日までですが、勤務先によっては、その施設の開館日に合わせた勤務や、土曜日、日曜日及び祝日を含めた変則勤務となることがあります。
- ③ 休暇等：正規の職員の例によります。  
但し、育児休業は原則として取得できません。

6 その他

- (1) 申込受付後は、採用試験申込書等の書類は一切お返ししません。なお、提出書類等により取得した個人情報については、職員採用試験以外の目的には一切使用いたしません。
- (2) 試験会場への、自家用車での来場はご遠慮ください。
- (3) 申込書は、大磯町のホームページからもダウンロードできます。
- (4) 採用試験申込書に貼付する写真の裏面には、必ず氏名を記入してください。

7 任期付職員の Q & A

- Q 任期付職員として勤務した後に正規の職員に採用されることはありますか。
- A 推薦により正規の職員として採用される制度はありません。正規の職員となるには「職員採用試験」を受験していただきます。ただし、任期付職員として勤務しながら、職員採用試験を受験することは可能です。
  
- Q 社会保険制度の加入はどうなりますか。
- A 任期付短時間勤務職員については、雇用条件に応じて社会保険（全国健康保険協会等）に加入していただきます。

Q 勤務時間や休暇等はどうなりますか。

A 週31時間勤務となるように配属先により決定となりますが、時間外勤務や休日勤務をお願いする場合があります。なお、採用されるまでに条例等の改正が行われた場合は、勤務時間数等を変更する場合があります。

<参考:週31時間勤務の例>

勤務日		月	火	水	木	金	土	日
月～金	例①	6時間	6時間	6時間	6時間	7時間		
	例②	7時間 45分	7時間 45分	7時間 45分	7時間 45分			

8 試験についての問い合わせ先

大磯町役場 総務課 TEL0463-61-4100 内線210・211 〒255-8555 大磯町東小磯183